

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

■ 現 状

食品の生産から消費に至る各段階の関係者の中で、安全・安心に関する情報の共有や相互の意思疎通を図ることが必要です。

また、安全・安心についての捉え方は、関係者の知識や立場、経験の違いなどにより、認識が大きく異なる場合があります。

このため、道では、食品の安全性に関する情報の提供や、消費者、生産者、事業者等の意見交換の場としてリスクコミュニケーションを実施しています。

また、実施に当たっては、そのテーマの選定などについて、北海道食の安全・安心委員会に意見を聴くとともに、多くの道民が参加しやすく意見の反映ができる効果的なものとなるよう努めています。

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

リスクコミュニケーションの効果的な実施

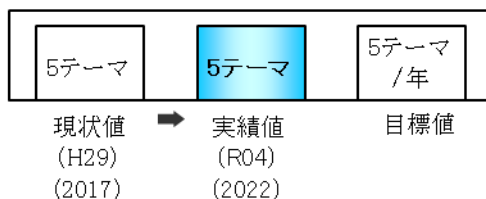
- ・ リスクコミュニケーションとして、関係機関・団体と連携しながら次の取組を実施し、相互理解の促進や幅広い道民意見の把握に努めました。
 - ① 食品衛生に関する各種講習会（道内各地）
 - ② 「食品表示制度セミナー」～遺伝子組換え食品表示制度について等～（全道6か所及びオンライン開催）
 - ③ HACCP認定取得のための講習会（札幌市）
 - ④ 消費生活リーダー養成講座（一般社団法人 北海道消費者協会）
 - ⑤ 遺伝子組換え作物に係るリスクコミュニケーション

■ 今後の課題と対応

- ・ リスクコミュニケーションの実施に当たっては、消費者の関心の高いテーマを設定するほか、道内各地での開催などその効果的な実施に努める必要があります。
- ・ このため、北海道食の安全・安心委員会の意見を聞きながら、リスクコミュニケーションの開催方法やテーマ等を検討するとともに、開催内容や開催地などについて、多くの道民が参加できるものとなるよう取り組みます。

主な指標

No.30 リスクコミュニケーションの開催テーマ数



2 食育及び地産地消の推進

(1) 食育の推進

■ 現 状

道では、平成 17 年に全国に先駆けて「北海道食育推進行動計画」を作成し、本道の食育を総合的に推進してきており、この結果、道内各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せています。その一方で、野菜や果物の摂取量が少ない道民の食生活、高齢化の進展に伴う高齢者層への食育の重要性の増大、地域の食育の担い手の減少、環境に配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりなどの食育をめぐる課題等を踏まえ、平成 31 年（2019 年）3 月に「第 4 次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」を策定し、関係機関、団体を含め、道民と役割を分担しながら、北海道の食育を推進しています。

さらに、学校における食育を推進するため、学校給食の管理と食に関する指導を一体のものとして担う栄養教諭が中心となった体制の整備を進めています。各学校においては、食に関する指導の全体計画に基づき、給食の時間をはじめとする特別活動や関連教科、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて、栄養教諭、学級担任、教科担任等が連携し、学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を行っています。

また、我が国では、本来食べることができるにもかかわらず捨てられてしまう食品（「食品ロス」）が、令和 2 年度（2020 年度）では、522 万トン発生しており、北海道では 36 万トン発生しています。

道では、道民全体で食べ物の大切さ、食とそれに携わる方々への感謝、環境保全への意識を共有し、それぞれの立場で具体的な行動を実践することが大切と考え、平成 28 年度（2016 年度）から「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンとした「どさんこ愛食食べきり運動」として普及啓発を実施しています。

さらに令和 3 年 3 月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、『道民運動として、一人一人が食品ロスの削減を実践～生産地だからこそ“もったいない”の心を大切に！～』をめざす姿として、市町村、企業、団体、学校などと連携し、食品ロスの削減に向けた取組を行っています。

■ 令和 4 年度（2022 年度）に講じた施策

心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

- 「すこやか北海道 21」に基づき、道民の方々が健康的な食習慣を身に付けるため、道産食材を取り入れた北海道版食事バランスガイド「どさんこ食事バランスガイド」について、パンフレットの配布やホームページへの掲載により普及に取り組みました。
- 高齢者の健康推進の強化に向け、健康寿命を延ばすことの重要性、健康づくりや生活習慣病の予防・改善に向けた食育の必要性について理解促進を図るため、高齢者への食育講座を開催しました。



「食」に関する理解を深める食育の推進

- 道では、食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する重要な取組であることから、消費者や食品関連事業者等、関係機関・団体など様々な道民の方々の理解と参加により、食品ロスの削減に向けた効果的な施策を推進しています。

食品ロスの削減に向けた具体的な施策を検討するため関係部局で組織する食品ロス対策部会において関係部局の連携を図りながら、「どさんこ愛食食べきり運動」として、食品ロス削減月間において、セミナーやパネル展の開催、年末年始における食べ残し削減に向けた食べきりキャンペーンなどを行いました。

- 食への理解や正しい知識を周知するため、食育月間において、ポスター展を開催しました。

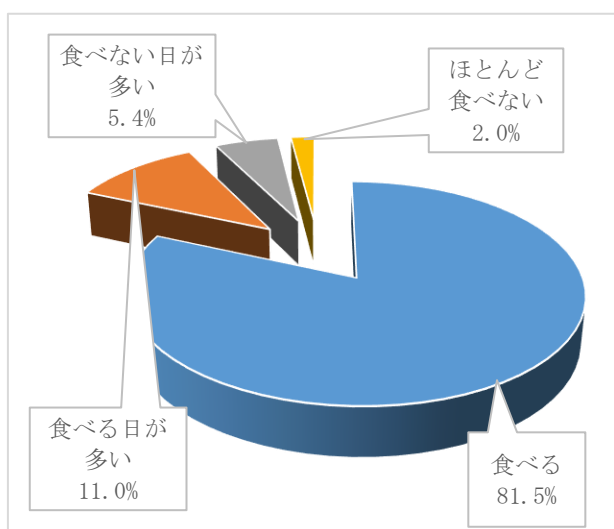
本道の食育推進体制の強化

- 本道における食育のポータルサイトとして、食育ホームページ「元気もりもり！どさんこの食育」を運営し、北海道の食育に関する取組や制度、食育に関する農業体験施設の情報など、食育に関する様々な情報を提供しました。
- 食育関係団体等で構成する「どさんこ食育推進協議会」や食育関係の有識者による会議において、道内の食育の推進に向けた意見交換等を行うとともに、（総合）振興局においては、地域における食育に関する情報の共有化や市町村食育推進計画の作成を促すため、食育推進ネットワーク会議を開催しました。
- 道内の食育推進活動を促進するとともに、道民の食育に対する関心を高めるため、北海道食育推進優良活動表彰を実施し、4団体を表彰しました。
- 学校における食育を充実するため、栄養教諭の任用を促進しており、令和4年（2022年）4月現在、322人（札幌市を除く。）の栄養教諭を小・中学校、特別支援学校等に配置しました。

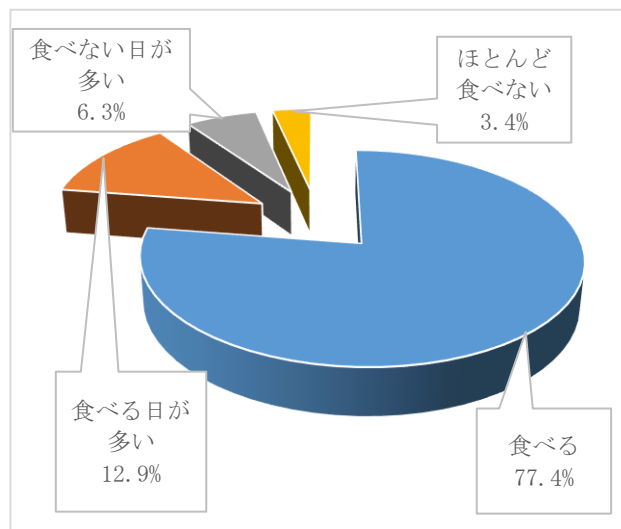
□ 小・中学生の朝食摂取状況（北海道）

「朝食を毎日食べているか？」

小学生(6学年)



中学生(3学年)



資料：文部科学省「令和4年度(2022年度)全国学力・学習状況調査」

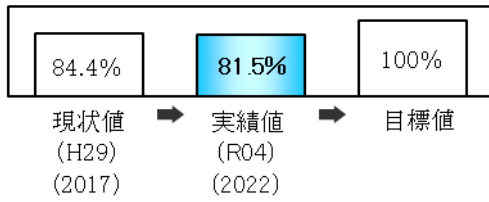
■ 今後の課題と対応

- ・ 道民の食生活は、食塩の摂取量のように順調に改善の傾向が見られるものがある一方、野菜の摂取不足や児童生徒の朝食の欠食、高齢者の健康推進の強化などの課題が引き続きあることから、健全な食生活の実践に向けて、どさんこ食事バランスガイドの普及啓発や若い世代や子育て世代に加え高齢者に向けての食育講座や料理教室等の開催などに取り組み、食育を総合的に推進します。
- ・ 本道では、食品ロスが、36万トン（令和元年度(2019年度)）発生していることから、消費者や食品関連事業者等がそれぞれの立場で食品ロス削減の取組を理解し実践するよう、賞味期限や消費期限の違いなどの知識や具体的な取組の周知、先進事例の提案など食品ロスの削減に向けた取組を一層推進します。
- ・ 企業や団体、市町村など様々な機関・団体と連携して「どさんこ愛食食べきり運動」を展開し、食品ロス削減に取り進めます。
- ・ 食育の取組は、保健福祉、農林水産、教育など様々な分野において行われており、これら関係者が連携しながら取組を進めることが重要であることから、「どさんこ食育推進協議会」で、食育に関する情報の共有化や連携を進めるとともに、地域における市町村、団体等関係者による食育推進のためのネットワークを活用した取組や市町村食育推進計画の作成を促進します。
- ・ 健康課題や食品ロスなどの食に関する社会的諸課題に対応するため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中心に全教職員で行う食育推進体制の確立と、学校・家庭・地域が連携した食育の取組を推進します。また、安全・安心な学校給食を提供するため、地場産物を活用した学校給食の充実を図る取組を推進するとともに、衛生管理の徹底を図る取組を行います。

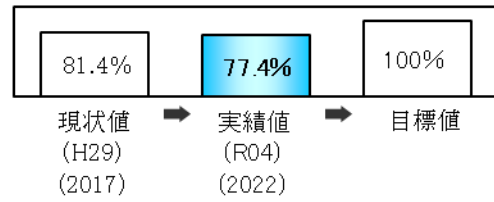
主な指標

No.31 朝食を毎日食べている割合

① 小学校6年生

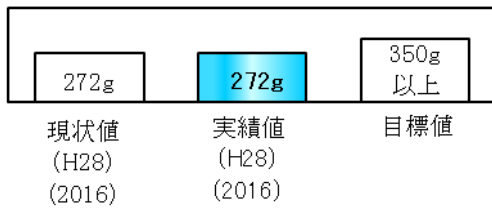


② 中学校3年生

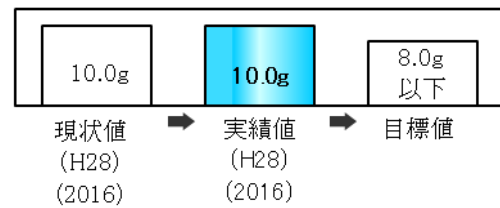


No.32 栄養バランスの改善(成人1日当たり摂取量)

① 野菜類 (g)

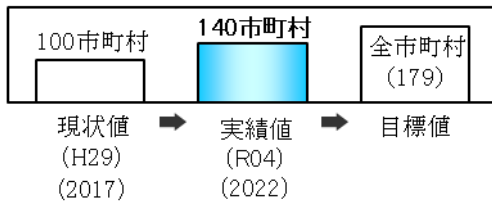


② 食塩 (g)



※ 次回調査(R4(2022))

No.33 食育推進計画を作成している市町村数



(2) 地産地消の推進

■ 現 状

地産地消は、地域の活性化や健康で豊かな食生活を実現する上で大きな意義があるとともに、安定的な販路の確保、流通コストの低減、さらには環境負荷の低減にも資する重要な取組です。

道では、平成9年（1997年）、生産者団体、経済団体、消費者団体等で構成する「北のめぐみ愛食運動道民会議」を設置し、関係者が一体となって、地産地消、食育等を総合的に推進する「愛食運動」を展開しています。

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

地産地消の推進

- ・ 道産食材を使用したこだわり料理を提供している道内の外食店・宿泊施設を対象として、「北のめぐみ愛食レストラン」を募集し、令和4年度（2022年度）末で320店の認定となりました。
- ・ 道産食材を積極的に使用する道外の外食店などを対象として、「北海道愛食大使」を募集し、令和4年度（2022年度）末で245店の認定となりました。
- ・ 生産者等による農産物の産直や加工の取組を支援するため、「北海道産食材お取り寄せガイド」をホームページに掲載しました。
- ・ 地産地消や道産食材の普及拡大を図るため、北海道の食に関する情報を発信するFacebookページ「どんどん食べよう北海道」で北海道の食に関する情報を発信するほか、様々な媒体を活用して道産農産物の消費拡大に向けたPRを実施しました。
- ・ 地産地消をより一層推進していくため、毎月第3土・日曜日を「愛食の日」と制定し、ロゴマークを使用した普及啓発活動を展開するとともに、Facebookを活用した情報発信を行いました。
- ・ 令和2年（2020年）以降、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響に伴う道産食品の需要低迷などの影響が生じた中、「世界から信頼される食の北海道ブランド」の維持・向上と道内食品関連企業の販路の確保を図るため、令和2年に開設した道のホームページ「がんばれ！道産食品」サイトを刷新し、道産食品のPR効果がより高いものとなるようリニューアルして、道産食品の消費拡大に取り組みました。
- ・ 北海道米販売拡大委員会が行う北海道米の需要拡大に向けた取組への支援をはじめ、農業団体や流通団体等とともに構成する「北海道米食率向上戦略会議」を中心とした地域のイベントと連携したPR、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等との連携によるプロモーションなど、北海道米の消費拡大や道内食率の維持・向上に向けた取組を実施しました。
- ・ 道産小麦の需要拡大を図るため、北海道初の菓子用品種「北見95号」の普及促進などにより、小麦商品の原料を輸入小麦から道産小麦へ利用転換（いわゆる「麦チェン」）を図る取組を支援するとともに、麦チェン！ロゴの使用を促進しました。（令和4年度（2022年度）末で33商品が使用）



- ・ 各地域で実施している地場産物を活用した特色ある取組を全道に広め、地域と連携した学校における食育の推進を図るため、栄養教諭、学校給食調理員等を対象に、「地域自慢の『ほっかいどう満載』レシピ！～道産食材を、適度な塩分でおいしく食べよう～」をテーマに「北海道学校給食コンクール」を実施しました。
- ・ 新鮮な道産水産物の魚食普及を図るため、道産水産物を原材料とした学校給食向け製品の開発を支援するとともに、水産業への理解を深めてもらうため、漁業者団体と連携して小中学校などへの出前授業を実施しました。
- ・ 地産地消に対する道民意識の醸成を図ることを目的として、「どんどん食べよう北海道 地産地消を応援！」ポスターコンテストを実施しました。

□ 北海道米の道内食率

米穀年度	H30RY (2018RY)	31(R01)RY (2019RY)	R2RY (2020RY)	R3RY (2021RY)	R4RY (2022RY)
道内食率(%)	87	86	88	89	90

資料：北海道農政部

注：RYは「米穀年度」の略号。R4RY(2022RY)は、令和3年(2021年)11月～令和4年(2022年)10月

地域の食資源を活かした取組の促進

- ・ 道内において近年増加しているブリ・マイワシ・ニシンの消費拡大を図るため、道内飲食店でメニューフェアを開催したほか、地域の生産者団体等が行う、知名度向上や消費の拡大に向けた取り組みに対して支援しました。
- ・ 近年、道内で栽培が拡大しているにんにく、さつまいも、らっかせいを、今後新たな戦略作物となる可能性を有する新顔作物として選定し、道内飲食店等でメニューフェアを開催したほか、北海道どさんこプラザ羽田空港店及び札幌店で催事販売を行うなど、需要拡大の取組を実施しました。
- ・ 本道の食のブランドのステップアップを図るため、道内6地域で、バイヤーや料理人などによる食の磨き上げに向けたアドバイスを行う「個別相談会」を開催したほか、磨き上げられた商品等を対象に販路拡大に向けた支援に取り組みました。
- ・ 道内外の食の専門家による「北のハイグレード食品」の選定を通じ、道産食品の発掘と訴求力のある商品群を育成し道内外に発信することで、道産食品全体の販路拡大の支援に取り組みました。
- ・ 本道ならではの食の総合産業化の確立に向け、食クラスター活動を全道各地で効果的に推進するため、食に関わる意欲ある人材に対し、高度なマーケティング力や全国的なネットワークを有する講師陣による専門的な研修を実施しました。
- ・ 道独自の食品機能性表示制度の効果的運用や、当該制度による認定商品の道内外へ向けた情報発信など、食品の機能性に着目した取組を推進しました。
- ・ 「北海道6次産業化サポートセンター」を設置・運営し、各種相談への対応や経営全体の付加価値額を増加させるための経営改善戦略の作成及び実行をサポートする専門家を派遣し、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善を支援しました。
- ・ 6次産業化を推進するため、6次産業化に取り組んでいる、又は取り組もうとする農林漁業者等を対象に、経営感覚を持つ人材を育成するための研修会を開催しました。

観光産業との連携強化

- ・ 都市と農村の交流などを推進する農村ツーリズムの取組について、道のホームページで紹介しました。
- ・ 北海道と札幌市の連携により、ＪＲ札幌駅西コンコース北口に設置している「北海道さっぽろ『食と観光』情報館」の「食」コーナー（北海道どさんこプラザ札幌店）で、道内各地の特産品や道産食品独自認証制度認証商品など、約 2,300 品目が販売されました。

■ 今後の課題と対応

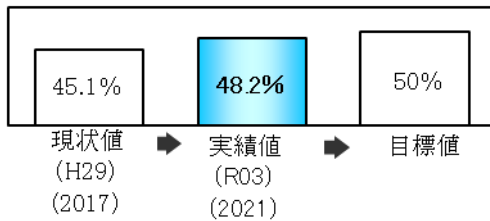
- ・ 安全・安心な食品の確保や食料自給率の向上、さらには、地域資源を活用した 6 次産業化の推進などが課題となっている中、地産地消の取組は、食を通じて生産者と消費者の絆を強め、地域の活性化や健康で豊かな食生活の実現などに資するものとして、その一層の充実が求められています。

このため、各種イベントや SNS を活用した普及啓発、「北のめぐみ愛食レストラン」や「北海道愛食大使」の PR、生産者と消費者との交流促進などの取組を総合的に実施するなどして、地産地消を含む愛食運動を道民運動として推進します。

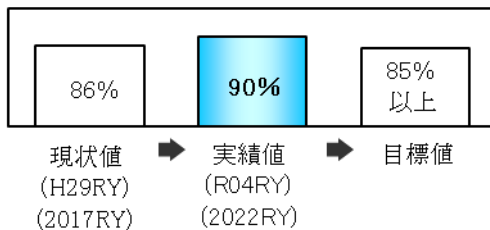
- ・ 関係団体等と連携し、北海道米の道内食率の維持・向上に取り組むほか、輸入依存穀物の国産への転換が求められる中、道産小麦の安定的な供給と一層の生産力の強化を図るとともに、需要の拡大や消費者への PR に取り組み「麦チェン」をさらに推進します。
- ・ 北海道らしい日本酒を造るための酒米の生産振興や、道産日本酒のブランド力強化に向けた取組を進めます。
- ・ 道産農水産物の生産、加工、販売の拡大に向けて、食クラスター活動における取組を進めます。
- ・ 道産農産物を活用した機能性素材の開発促進に努めます。
- ・ 道産素材を用いた加工食品の加工技術の高度化や商品開発・販売の支援に努めます。

主な指標

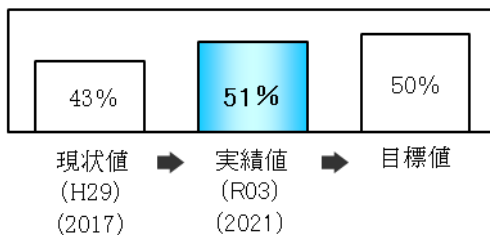
No.34 学校給食における地場産物の活用状況
(食品数ベース)



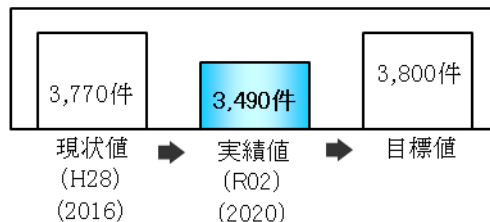
No.35 北海道米の道内食率



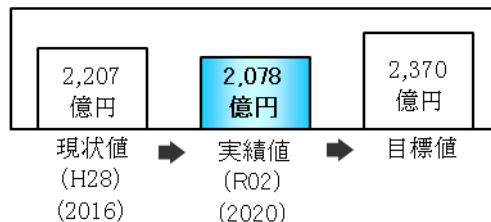
No.36 道民の小麦需要に対する道産小麦活用率



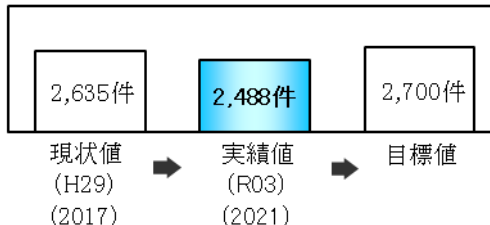
No.37 6次産業化の取組
①取組事業体数



No.37 6次産業化の取組
②年間販売金額



No.38 グリーン・ツーリズム関連施設数



3 道民からの申出

■ 現 状

道では、道立保健所や道立消費生活センターにおいて、消費者などからの食品の安全性や品質に関する相談等を受け付けているほか、食品の表示について情報提供を受ける窓口や食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ等を受ける「食品安全相談ダイヤル」を開設し、道民の方々からの相談や申出に対応しています。

また、これらの情報を庁内関係部局で共有化し、一元的に管理するとともに、関係法令に基づく措置など通報等に係る対応状況について点検を行っています。

■ 令和4年度（2022年度）に講じた施策

- ◇ 相談・申出窓口の明確化と道民への周知
- ◇ 食品表示 110 番での受付
- ◇ 食品安全相談ダイヤルでの受付
- ◇ 保健所窓口での受付
- ◇ 申出に対する的確かつ迅速な対応

- ・ 食品の安全・安心に関する相談・申出の受付窓口において、食品に関する情報提供や問い合わせ、意見などを受けるとともに、庁内関係部局はもとより、国等の関係機関とも情報を共有し、連携・協力して、事業者への調査や指導を行うなど、関係法令等に基づく必要な措置を講じました。

- ◇ 「食品表示 110 番」 ・ 原産地表示等に関する違反情報の受付（電話、ウェブフォーム）
- ◇ 「食品安全相談ダイヤル」 ・ 食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ、意見等の受付
- ◇ 各保健所窓口 ・ 食品衛生に関する違反情報や相談等の受付

- ・ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、処理状況を確認・点検しました。
また、国の関係機関等との定期的な会議等を通じ、情報の共有化と連携の強化に努めました。
- ・ 毎年、道が定める「北海道食品衛生監視指導計画」の策定に当たっては、パブリックコメントを実施するなど、道民からの意見の反映に努めました。

□ 食の安全・安心に係る通報等の処理状況（令和4年度（2022年度）受理分）

（1）通報等の件数と内容の区分

受理期間	受理件数	内 容				
		食 品	施 設	表 示	健康被害	そ の 他
令和4年(2022年) 4～6月	71	32	21	20	14	2
7～9月	95	36	33	21	11	15
10～12月	65	22	21	23	8	5
令和5年(2023年) 1～3月	65	29	19	21	10	3
合 計	296	119	94	85	43	25

注：複数内容の通報があり、通報内容の計と受理件数は一致しない。

通報等の概要は次のとおり。

食品：異物混入、腐敗、カビ等／施設：汚れ、周囲の悪臭等

表示：期限切れ、貼替え、欠落等／健康被害：下痢、嘔吐等

その他：製品や店の対応への不満、無許可営業の疑い、道への意見等

（2）通報者別件数

期 間	受理件数	一般住民	他機関から
令和4年(2022年) 4～6月	71	62	9
7～9月	95	82	13
10～12月	65	50	15
令和5年(2023年) 1～3月	65	54	11
合 計	296	248	48

注：通報者区分のうち、一般住民は消費者・事業者、他機関は国・都府県など。

（3）対応状況

期 間	受理件数	立入調査	他機関へ回付	その他
令和4年(2022年) 4～6月	71	49	4	19
7～9月	95	68	4	24
10～12月	65	40	3	24
令和5年(2023年) 1～3月	65	38	5	17
合 計	296	195	16	84

注：他機関には、他法所管の部局を含む。

その他は、他機関で調査済みのものや、口頭・電話等で通報者の了解を得て終了したもの。

複数対応の事案があり、対応状況の計と受理件数は一致しない。

（4）措置状況

期 間	受理件数	命令・指示	文書指導	口頭指導	その他	調査中
令和4年(2022年) 4～6月	71	0	3	36	32	0
7～9月	95	0	4	54	37	0
10～12月	65	0	0	34	30	1
令和5年(2023年) 1～3月	65	0	2	26	28	9
合計	296	0	9	150	127	10

注：その他は、措置の必要がないもの。

資料：北海道環境生活部

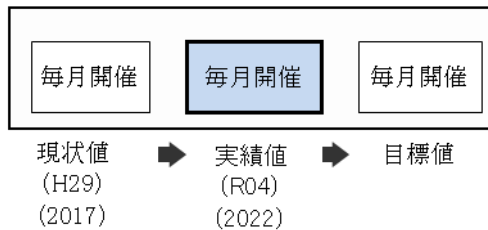
■ 今後の課題と対応

- 食品の安全・安心に関する情報提供や問い合わせ、意見等については、庁内関係部局が情報を共有化し、関係法令の規定などに基づく必要な措置を迅速に行うなど、的確に対応していくことが必要です。

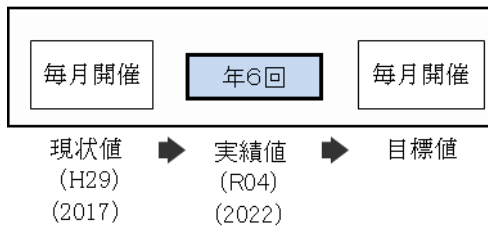
このため、引き続き、道民の方々からの情報提供・相談等の受付窓口を周知するとともに、情報の共有と対応状況の点検を適切に実施し、さらに、国など関係機関との一層の連携に努め、迅速かつ的確な対応に取り組めます。

主な指標

No.39 消費生活安定会議幹事会食品部会の開催回数



No.40 国等との情報交換会議の開催回数



※令和3年度から隔月開催

No.41 通報等に係る措置状況等の公表回数

